

**指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護
指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護**

グループホーム西大寺中央 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社メディウエル（以下「事業者」という）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム西大寺中央（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、認知症の状態にあつて少人数による共同生活を営むことに支障がない要支援者（要支援2）及び要介護者（要介護1～5）が、事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、要支援者が要介護状態にならないよう心身機能の維持回復、生活機能の維持、向上を目指すこと、また要介護者のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを運営方針とする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 グループホーム西大寺中央
- (2) 所 在 地 岡山県岡山市東区松新町16番地1

(職員の職種及び員数並びに職務内容)

第4条 事業所に業務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 2名（常勤：各ユニット1名）
事業所の職員の管理及び利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤：各ユニット1名）
利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護従事者 12名以上（うち2名は管理者・計画作成担当者と兼務。また、人員基準を遵守し状況に応じて変更有り）
認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は18名とする。（2ユニット）

(共同生活介護の内容)

第6条 提供するサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 住居および食事の提供を行い、利用者に対して食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (2) 食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うように努める。
- (3) 金銭管理や健康管理の助言、指導を行う。
- (4) 利用者の日々の身体的、精神的状況の的確な把握に努めるとともに、病状等に応じて医療機関への往受診を図るなど適切な対応を行う。
- (5) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別の介護計画を作成し、その計画に基づき必要な援助を行う。
- (6) 地域活動への参加の機会の提供を行う。
- (7) 社会生活上の便宜の提供を行う。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、それが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 利用者は、前項の利用料以外に以下に定める費用を負担するものとする。

食材料費：36,750円/月 管理費：28,000円/月 居住費：45,000円/月

別途電気代：110円/日額（月額3,000円を上限とする）

居室クリーニング代（退居時）：実費

オムツ代（税込）

簡単装着パット レギュラー（44枚）992円 一晩中安心パット（36枚）2,136円

リハビリパンツ レギュラー LL（18枚）・L（20枚）・M（22枚）各2,157円

横漏れ安心テープ止め L（17枚）・M（20枚）各2,268円

外漏れ安心パッド（42枚）1,160円 安心薄型パンツ用パッド（28枚）1,000円

のびーるフィットテープ止め（25枚）M 2,337円・L 2,744円

原則として上記の費用以外の徴収は行わないが、その他日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で提供するサービス内容と負担額を説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）するものとする。

(入居・退居にあたっての留意事項)

第8条 当事業所への入居にあたっては、その者の介護認定状況（要支援2又は要介護1～5）と、主治医の診断書に基づき、認知症であることを確認する。

2 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

3 利用者の身体又は精神上的の病変が起こり、当事業所に於いて他の利用者との共同生活が困難になった場合や、入院治療を要する場合は、他の介護施設、病院又は診療所を紹介する等適切な援助を行う。

4 利用者の退居の際には、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。

5 利用者の加齢や重症化による終末期においては、利用者又はその家族の意向を確認しその対応

を協議し、看取りにおける指針を定めた同意書を交わすものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第9条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の生命又は身体を保護することを第一とした対応を行うとともに、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡をとるなど、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、事業者は利用者に対する介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者ならびに災害対策担当者を定め、非常災害対策を行う。

(1) 火元管理者には事業所管理者を、火元責任者には事業所介護職員を充てる。

(2) 火災危険防止のため、随時自主的に点検を行う。

(3) 災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備・備蓄品は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 消防用設備等の種類

- ・スプリンクラー
- ・自動火災報知設備
- ・火災通報装置
- ・消火器
- ・誘導灯及び誘導標識
- ・防火水槽

(6) 火災や自沈等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消火隊を編成し、任務の遂行に当たるとともに、地元消防団や近隣住民による消火、避難誘導の支援協力が得られる体制づくりに努める。

(7) 防火管理者は、従業者に対して消防法に基づく防火教育、消防訓練を実施する。

(身体的拘束等の禁止およびその適正化)

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所の全従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 事業所の全従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を

講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に挙げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（成年後見制度の活用支援）

第13条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第14条 事業者は、介護サービス提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は介護サービス提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（運営推進会議の設置）

第15条 事業者は、利用者、行政職員、地域の代表者等に対し、当事業所にて提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとし、その質の確保を図ることを目的として「運営推進会議」を設置する。

- 2 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、事業所職員等とし、概ね2ヶ月に1度開催する。

（衛生管理）

第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の資質向上)

第 17 条 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(守秘義務と個人情報の保護)

第 18 条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持するものとする。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持させるために、職員は勤務期間中および、退職後に於いてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した雇用契約書を交わすものとする。

3 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2 事業者は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針（ハラスメント防止のための方針）の明確化等の必要な措置を講じる。

4 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、事業者の代表者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

以 上

附則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。